

# 運 営 規 程

社会福祉法人 高須福社会

令和 6 年 4 月 1 日実施

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、児童福祉法に基づいて乳幼児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

(名称)

第3条 本園は、高須保育園とする。

(所在地)

第4条 本園は、高知県高知市高須新町2丁目2番10号に置く。

第5条 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

## 第2章 職員及び職務

(職員の職種及び員数)

第6条 園には、次の職員を置く。

- |               |            |              |
|---------------|------------|--------------|
| (1) 園長 1名     | (4) 用務員 1名 | (7) 歯科嘱託医 1名 |
| (2) 保育士 20名以上 | (5) 看護師 1名 |              |
| (3) 調理員 3名    | (6) 嘱託医 1名 |              |

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第7条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから理事長（園長）が任命する。但し、保育士については児童福祉法施行令第13条第1項の各号の1に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第8条 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。

4 調理員は、給食業務に従事する。

5 用務員は、園内諸雑務に従事する。

(職務の心得)

第9条 職員は、この規程及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務をおこなわなければならない。

### 第3章 文章

(文章の取り扱い)

第10条 文章は、正確・迅速・丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文章の管理)

第11条 文章は、常に整理し・点検され・正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失・火災・盗難等に対する予備措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第12条 備えるべき帳簿及び保存年月日は、別表のとおりとする。

### 第4章 定員

(利用定員)

第13条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	20	30	30	33	33	34

### 第5章 利用の開始及び終了に関する事項

(利用の開始に関する事項)

第14条 本園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第15条 本園は、利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第16条 本園は、園児又はその保護者の国籍・信条・社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第17条 保育料は、高知市長の定めた額とする。

2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる本園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(保育時間)

第18条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土 午前7時30分から午後1時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後12時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後7時00分までとする。

土 午前7時30分から午後1時00分までとする。

(登降園)

第19条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第20条 保育内容については、児童の年齢・発達に応じてこれをわけ、指導計画を立て

る。

(日課及び年間行事)

第21条 日課及び年間行事については、別に定める。

(休日)

第22条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第23条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第24条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染するおそれがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第25条 園は、保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針・成長・栄養状態・園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第26条 園長は、看護師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

## 第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第27条 本園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、高知市、支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 28 条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月 1 回入所児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

## 第 9 章 虐待等の禁止

(虐待等の禁止)

第 29 条 職員は園児に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 9 条の 2 及び同第 9 条の 3 の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えること。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

## 第 10 章 雑 則

(改 正)

第 30 条 この規則を改正・廃止するときは、社会福祉法人 高須福祉会理事会の議決を経るものとする。

## 附 則

この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

この規則は令和元年 9 月 27 日から施行する。

この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

内容	負担を求める理由及び目的	金額
用品代	入園・進級時の用品購入	年齢で異なるが平均して 3,200 円くらい必要
絵本代	5 歳児教材として	月 430 円
写真代・アルバム代	0.1.2 歳児アルバム製作費	1,340 円
写真代	5 歳児アルバム用	1,680 円
行事食の主食代	3.4.5 歳児の主食費	年間 1,190 円
連絡帳代	0.歳児連絡帳補充時	1 冊 432 円
	1.2 歳児連絡帳補充時	1 冊 170 円
おしり拭き	0 歳児個人持ち用補充時	100 円
観劇	4.5 歳児	2,100 円
みかん狩りお土産代含む	4.5 歳児	280 円
お別れ遠足食事代	5 歳児	800 円
卒園式集合写真	5 歳児	1,080 円
2 号認定子どもに係る 副食費	食事の提供に要する費用を 徴収	一人 4,800 円/月 ただし、国の負担による徴 収免除額や高知市の負担に よる軽減額を除く